

れは宣誓しているわけですから、全体の奉仕者であるわけですよ。これはもう私が言うまでもないことと思うんですよ。公務員は全体の奉仕者、それは市民に対する奉仕者であるわけです。

そういう観点から、やはりこれはもう一面見ていく必要があると思うんですね。御承知のように、私が申すまでもないんですが、つい最近の一件としてはおでんパーティーの件があったわけですよ。結局、ここで言えば、やっぱり市長の意をくんで私が総務部長名で通知を出したというふうに出てくるわけですよ。そういうことを見ますと、やはり有能な行政マンかもしれないけれども、全体の奉仕者という観点から見れば、やはりこれはいささかかなものかと私は思わざるを得ないんですよ。市長の奉仕者だったわけですよ、その時点では。それは古い時点で、今からもう五年も十年も前だということであらば、それ以降の方のやってきたことを見れば、また正されているということがわかるわけですけども、言ってみれば、つい二月ほど前のことですね、これは。そういうことから見ますと、有能な行政マンイコール有能な住民全体の奉仕者となるとは限らないんですね。

そういう点では、この件につきましては、やはり市長の意を真つ先にくむというようなことでは、本来、総務部長ということであれば全職員の模範的な職員でなければならなかったはずですよ。それが、やはり足を踏み外してしまっただけですね。勇み足かどうかわかりませんが、しかし、そういうことを見ますと、やはり私どもは、ここで助役に賛成だというわけにはちょっとまいりません。そのことだけ述べておきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第六十二号は、原案のとおり同意されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十四議案第六十三号福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 御指名をいただきましたので、議案第六十三号福生市教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

現在、福生市教育委員会委員でございます高崎弥太郎氏は三期十二年の長きにわたり教育委員を務められてまいりましたが、九月三十日をもちまして任期満了となります。その後任といたしまして、新たに田村征利氏が適任と思ひまして御提案申し上げる次第でございます。

田村征利氏は明治大学を卒業され、現在、株式会社交通社の社長をされております。公職といたしましては、福生市の社会教育委員、青少年問題協議会委員、公民館運営審議会委員を歴任されて大変教育関係の知識と経験豊富な方でありまして、教育委員といたしまして同意をいただきました本提案を提出申し上げるわけでございます。

履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。よろしく御審議をいただきまして御決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 今、教育委員につきまして市長の方から推薦という形で出てまいりまして、田村さんが出てきたんですが、公職歴のところ、学歴のところをずっと見させていただきまして、団体歴に至りますと商工会の理事をおやりになっていて、社団法人青梅労働基準協会理事副会長をなさっていて長沢第一町会の副会長をなさっている。職歴を見ますと、もっとすごくて東京情報システム株式会社代表取締役社長、株式会社交通社代表取締役社長、多摩ケーブルネットワーク株式会社代表取締役社長、株式会社西多摩新聞社取締役、トヨタオート多摩株式会社取締役と

んと物すごく何か忙しそうなんですよ。

職歴はとも立派だと思ふし、そのところに異議を唱えるんじゃないんですね。ただ教育委員会については今のこの六十二年度の事務報告の中にも何回開いて、どういふことをやったということがあるんですけれども、それにしましてもこんなにお忙しい方にお願ひしてよろしいのかという気がするんですよ。

それから言いますと、教育委員というのは名誉職でも何でもない職域ですから、教育のことを考えて、それから、恐らくこれから教育の問題がいろいろ難しいのが出てくれば、もっとしばしば教育委員会を開かなければいけないところがあると思ふんですよ。この間の教育委員会とのやりとりの中でも、例えばこの教育委員会の頻度から言ってもそんなにたくさんはないんだということなんかも出てきたりなんかしているんですけれども、先々そういうことを考えていくと、こんなにお忙しい方の、お年から言うともまだ若い人と思ふんですけれども、こんなにお忙しい方をお願ひしてよろしいかというふうに思ふんですね。

僕はむしろ、暇な方というんじゃないですよ。そうではなくて、立派な方かもしれないけれども、こういうふうになくさん社長職や団体職を持っている方に片手間にお願ひするべきものではないのかというふうに思ふんです。そのところの御見解を伺いたいと思います。

○市長（石川彌八郎君） その旨も相談の上、快諾をいただいたわけですが、そういったようなことで、きょう御提案申した次第でございます。

○十三番（遠藤洋一君） いや、そうじゃなくて、そのことを頼んで快諾をしていただいたというのではなくて、市長の、これだけ職域があるけれども、現実にはどれぐらい仕事量があるからというような形の話ですか。僕は、だからこれだけ忙しいと無理じゃないかと思つてゐるんだけれど、その相手がうんと言つてくれたかどうかということじゃないんですよ。市長の方の見解として、これだけ職歴を持った人でも、なおかつ教育委員会のこれからあるであろう教育行政の中で大丈夫というふうに判断した、そこはどこに基準があるんですか。

○市長（石川彌八郎君） 非常に責任感の強い人でございますので、私は、田村さんがそれを十分に全うできるであらうと、こういうふうな確信を持つて御提案をしたような次第でございます。

○十一番（松山 清君） ちょっとお聞きしたいんですが、一つは、ここで任期が切れるのは教育委員お二人なんです

けれども、今回お一人だけということなんですが、もうお一人の方につきましては、現時点においてはいつごろ提案することができると見通しなのか、その点、一件。

それから二点目、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これは私が申すまでもないと思ふんですが、委員は人格が高潔で云々と載っていますよね。市長は、どのような点を見まして人格が高潔だとかの方、高潔な方だと思ふんですが、御判断されたのか。

それからもう一点、この法律ではやはり同じように第四条三項で、いわゆる委員の任命については、いわゆる同一政党に三人以上所属してはならないというふうになっているわけですが、そういうことにはならないと思ひますが、念のためお聞きしたいんですが、この方の言つてみれば御親族といひますか、大変自民党の議員などをやっておられたわけですね。自民党は、一般的にいろいろおばちゃんまで何といひますか、入党させたという時点があるわけなんです、この方が一度も自民党籍を持たなかったというふうには私は考える根拠がないんですね。

多分そういう時点では、こういう大変な方なので当然入つていただろうと思はれるわけですが、この今提案されるに当たつて、現在、自民党籍といひますか、政党党籍は持つておられるのか、ないのか。別にそれはいいんですよ。持つていたから法に抵触するわけじゃないから。そういう点は確認されておられるかどうか。これは法律で規定されていますからね、同一、五人の場合は三人になつちやいかなというふうになっていますから。そういう点では政党所属の者。

それからもう一点なんです、大変この方はいろいろな役職をやつておられるのでお聞きしたいんですが、さきの市長選挙におきまして、市長はこの方御本人、それからこの方の親族関係、それからこの方の社長を務めております東京情報システム、株式会社交通社、それから多摩ケーブルネットワーク、これから幾ら寄附をいただきましたか。

もう一つお聞きしたいんですが、その他取締役となつてゐるような会社からも一体幾らぐらいの寄附をいただきましたでしょうか。これは市長とこの方との関係の度合いを知る上では大変重要なんで、ひとつお知らせいただきたいと思ひます。

○市長（石川彌八郎君） 適任であるということとは公正にして適正、しかも一党に偏らないということではないかと、かように思ひます。

それから、自民党に入っているかどうかということは、少なくとも役員をしてどうこうとかといったようなことは一切やっておりません。

それから、寄附云々のことに関しては答える必要がないと思います。

○十一番（松山 清君） いいですか、人格の高潔の問題はどういう点だか、やっぱり今の説明では全くわかりませんね。

それから、一党に偏らない云々、これは私は聞いてない。自民党の役員の問題じゃないんですね。役員なんかやってたら、これはもう教育委員としてはもちろんふさわしくないんで、これははっきりしているんですね。この法律で言っている地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、同一の政党に所属している場合は三人じゃだめですよ、二人までですよというふうになっているので、これは単に役員ということじゃなくて、政党所属の問題を法律で言っているんで、だからその点で参考までにお聞きしているんですけども、そういう点は御確認されたかったですか。

普通、教育委員をやる場合には、この点は確認しなきゃならない事項だと思っんですけども、今までの質問がなかったからかもしれませんけれども、とにかく三人、役員じゃないですよ、同一政党に三人所属しちゃまずいんですよ、それはやれないんですよ、だから、それは所属政党の問題、役員なんかじゃもちろんだめですね。その点は確認しておられるのか、おられないのか。憶測じゃなくて、してなかったらしたということになると思っんですが、その点。

それから最後の点といいますか、市長は、いわゆる答える必要がないというのは、これは大変意外な私は答弁だったと思うんですね。これは何ていいますか、市長はだってこの方を選ぶに当たっては、いろいろな公正な目で見たんだということだと思っんですが、実際には、しかし、これだけの役職をやっておりますから、どうしてもそういう点で別に寄附を受けて悪いとか、いいとかを私は言っているわけではないんです。そういうのがあったのか、ないのかということをお聞きしているんですけども、それについて答える必要がないということであれば、もうこれは答えにも何にもならないので、私は多分受けておられるんだろうと思っっているんですね。大変結びつきも強いだろうと思っ

ているんです。それでもう一度お聞きしますが、その点にいて再度お答えいただければと思います。

○市長（石川彌八郎君） 一つの御質問として、いま一人の教育委員ということば、いましばらくお待ちをいただければと思います。

それから、その他の問題につきましては、先ほど答弁をしたとおりというふうなことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（村尾栄次君） それでは途中ですが、お諮りいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○十一番（松山 清君） 三回もいつているわけですけども、市長ね、これは本来私は答えるべきだと思うんですよ。別に隠す必要のあるものでもないでしょう。当然答えていただいて当然だと思います。しかし、二回この点をお聞きしても、なおかつお答えされないということであれば、それは当然寄附をいただいてないというふうに解釈はできませんですね。

ちなみに、これは公表された数字ですからはっきりしているんですけども、収支報告は公表されてますから申し上げますと、この御本人から三万円、交通社から十万円、多摩ケーブルネットワークから五万円、それから東京情報システムから五万円寄附が入ってますよね、選挙のときに。合計これ二十三万円。その他田村利一さんという方から十万円入ってますね。その他、私ここに詳しい数字はありませんが、トヨタビスタ、こういう関係からも一定のものが入っておると思うんですが、そうなりますと大変結びつきが強いわけです。市長の集めた市長選挙においての金額三百八十万何がしのうち約一割に相当するものがこの方御本人、御親族、それとこの方が株式会社代表取締役をやっている会社からそうした寄附を受けておられるわけです。別に選挙法上、これは一向に差し支えないことなんです。別に寄附を受けていることがどうのこうの。そういう点。

ですから教育委員というのは、本来、人格高潔であって、そういう方を選ぶわけで、これはもう法の趣旨にのっとっているわけですが、かなり選挙に入れ込んだというか、選挙での一番の入れ込みというのは金銭的な入れ込みなん

です。いろいろな走り回ってやるというのを入れ込みですけれども、金銭的にこれだけ入れ込んでおられるわけですよ。少なくともお集めになられた金額の一割近くに相当するものがこの方の関係から入っているわけなんです。

そうなりますと、そんな政治的に中立だとか何とかというふうには、とても判断でき得る状況にはないわけですね。なぜ、しかし、こういうことが答えられないのか、別に法に触れているとか何とかということじゃないんで、私は答えていただきたいと思っています。そういう点から見ても、やはり教育委員としてはいささかと私は思うんですね。それから、ついでに申し上げておきますけれども、政治資金法の二十二条の四というのは御存じだと思います。いわゆる連続して三カ年間、赤字を出した会社からは寄附をいただかないかんよ、出しちゃいかんよってありますね。私はここにある会社のそういうところまで調べておるわけじゃないんですが、そういうところにはもちろん抵触してないと思いますけれども、そういう点も考え、これは、この問題はここの場合でやる問題じゃない、また、あれじゃないんですけれども、そういうこともあります。

だから、本当にやはりはじめに福生市のこれからの教育ということを考えた場合には、もうちょっと配慮して私は選んでいただきたいと、そういうふうに思います。そのことだけ述べておきます。ですから賛成するというわけにはいきませんね。

○議長（村尾栄次君）

○十一番（松山 清君）

○議長（村尾栄次君）

これより議案第六十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第六十三号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第二十五議案第六十四号福生市監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 御指名をいただきましたので、議案第六十四号福生市監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

福生市監査委員であります山下久吉氏は五期十九年の長きにわたり監査委員を務められました。九月三十日をもちつて任期満了となります。このたび後任といたしまして新たに持田 力氏が適任と思ひまして御提案申し上げる次第でございます。

持田 力氏は東京経済短期大学を卒業され、福生町役場、東京国税局に勤務された後、税理士となり、現在、税理事務所を経営されております。知識も豊富であり、かつ経理にも明るく知識経験者として適任でありますので、監査委員にお願いしたいと考え、本案を御提案申し上げます。

履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございますので、ごらんいただきたいと存じます。よろしく御審議をいただきまして御決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。どうもありがとうございました。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

○これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君)

御異議なしと認めます。よって議案第六十四号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君)

日程第二十六議案第六十五号福生市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 御指名をいただきましたので、議案第六十五号福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

福生市固定資産評価審査委員会委員の持田 力氏におかれましては、九月三十日をもって任期満了となりますが、持田 力氏にはたゞいま御同意をいただきました福生市監査委員の職をお願い申し上げることになりましたので、このたびその後任といたしました。新たに森田展州氏が適任と思ひまして御提案申し上げる次第でございます。

森田展州氏は慶応義塾大学を卒業し、建材関係の事業をされておりますほか福生市消防団員として十三年間務めた後、福生市特別職報酬等審議会委員、現在は福生市社会教育委員会委員として活躍されており、また福生市商工会等の役職も務めるなど、四十六歳という若さにして豊富な知識と経験を持ち、極めて人望の厚い方でございます。私は、そのような森田展州氏に期待し、福生市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたいと存じまして本案を御提案申し上げます。

履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

よろしく御審議を賜りまして御決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第六十五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君)

御異議なしと認めます。よって議案第六十五号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君)

日程第二十七議案第六十六号ジュネーブ四条約追加議定書への加入に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(十番 村野和一郎君登壇)

○十番(村野和一郎君)

御指名をいただきましたので、議案第六十六号につき提案理由の説明をさせていただきます。本案は、先ほど陳情第六十三—八号が採択されたことに伴う意見書案であります。

一九四九年、すなわち昭和二十四年八月のジュネーブ四条約に我が国が加入したのは一九五三年—昭和二十八年十月でありましたが、この四条約とは、戦争犠牲者の保護に関する条約であります。この条約が制定されてから自來二十五年が経過し、この間、世界の事情は変化し、この四条約を内容的により一層充実させる必要が生じ、一九七四年、国際人道会議が開始され四年間にわたる審議の末、一九七七年—昭和五十二年六月に追加議定書が採択されたわけであり。我が国は、この会議に参加はしましたが、加入の手続をいまだとっていないということであります。

現実に悲惨な歴史を刻み込む武力紛争なり戦争は起こしてはならないし、また起こさせてはならないわけであり。我が国の過去の歴史から考えても、一時も早く世界平和に向けてこうした議定書の加入をすべきものと考え、本案を提出いたしました次第であります。

よろしく御審議を賜り原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。これより議案第六十六号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十六号は、原案のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十八議案第六十七号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

（十番 村野和一郎君登壇）

○十番（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第六十七号につき提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、先ほど陳情第六十三・十号及び陳情第六十三・十二号が採択されましたことに伴う意見書案であります。

当議会といたしましても、本年三月の定例会におきまして同趣旨の意見書を全会一致で可決し、関係行政機関に提出いたしましたことは議員各位も御承知のとおりであります。

現に昭和六十年には義務教育費国庫負担法の改正がなされ、教職員の旅費や児童生徒の教材費等が国庫負担の対象から除外や削除となり、各自治体においては、教育レベルを維持する上で財政を大きく圧迫してきているのが現状であります。

また今年度で三年間の時限立法となっている補助金一括削減法も、これがさらに引き続き継続施行をされますと、ますます地方財政への負担を強いることとなります。

将来の学校運営上からも憂慮される事態となることは明白であります。

よって財政基盤の脆弱な地方自治体に対して、これ以上義務教育費の負担を来さないよう関係機関に意見書を提出すべく、本案を提出いたしました次第であります。

よろしく御審議を賜り原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。これより議案第六十七号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十七号は、原案のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十九閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務、建設及び厚生部の三常任委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が九件ありました。

お諮りいたします。本件申し出のうち陳情第六十三・九号については、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって陳情第六十三・九号は、申し出のとおり閉会中の継続審査とす

ることに決定いたしました。

続いて他の八件についてお諮りいたします。

本八件は、総務、厚生両委員会において起立により閉会中の継続審査となっており、起立により採決いたします。

本八件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって本八件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 日程第三十特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和六十三年第三回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後五時十分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

村尾栄次

署名議員

高沢良一

署名議員

仲村清信

署名議員

田村正秋

○議長（村尾栄次） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。  
会務を閉じます。  
午後五時十分 閉会  
○議長（村尾栄次） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。  
会務を閉じます。  
午後五時十分 閉会  
○議長（村尾栄次） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。  
会務を閉じます。  
午後五時十分 閉会  
○議長（村尾栄次） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。  
会務を閉じます。  
午後五時十分 閉会

(写)

福総庶発第千九百五十三号

昭和六十三年九月十六日

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

福生市長 石 川 彌八郎 印

追加議案の送付について

昭和六十三年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第五十五号 昭和六十二年福生市一般会計決算認定について
- 二 議案第五十六号 昭和六十二年福生市国民健康保険特別会計決算認定について
- 三 議案第五十七号 昭和六十二年福生市老人保健医療特別会計決算認定について
- 四 議案第五十八号 昭和六十二年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について

- 五 議案第五十九号 昭和六十二年度福生市下水道事業会計決算認定について
- 六 議案第六十号 昭和六十二年度福生市受託水道事業会計決算認定について

- 七 議案第六十一号 昭和六十二年度福生伝染病院組合会計決算認定について
- 八 議案第六十二号 福生市助役の選任について
- 九 議案第六十三号 福生市教育委員会委員の任命について
- 十 議案第六十四号 福生市監査委員の選任について
- 十一 議案第六十五号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第六十六号

ジュネーブ四条約追加議定書への加入に関する意見書  
 右の議案を提出する。

昭和六十三年九月二十二日

|     |       |
|-----|-------|
| 提出者 | 村野和一郎 |
| 賛成者 | 佐藤慶二  |
| "   | 指田保雄  |
| "   | 上野重勝  |
| "   | 林田武   |
| "   | 野口秀世  |
| "   | 松山清   |
| "   | 遠藤洋一  |

福生市議会議長

村尾栄次殿

ジュネーブ四条約追加議定書への加入に関する意見書

「国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、一九四九年八月十二日のジュネーブ諸条約に追加される議定書」及び「非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、一九四九年八月十二日のジュネーブ諸条約に追加される議定書」は、人道的原則のより一層の実現を目指して、戦争の方法と手段の制限及び一般住民の保護等について規定したものであります。

かつてわが国は、第二次世界大戦末期に東京大空襲、沖縄戦及び原子爆弾の被爆等により、多数の一般市民の犠牲者を出しており、今後その再現の防止に努めなければならないところであります。

しかしながら、わが国はジュネーブ四条約に加入はしているものの、両議定書には未だ加入を見ていないところであり、政府の一般住民保護等に向けた積極的な対応が望まれるところであります。

つきましては、両議定書のもつ意義と重要性を十分認識され、加入実現について特段の配慮をされるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

昭和六十三年九月二十二日